

## 第11章 保険会社の監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社の平成14年度決算概要

#### 生命保険会社（資料11-1-1参照）

##### 1. 保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況については、全社計で解約失効高は前年度に比し減少（12.2%）しているものの、新契約（転換純増を含む）は、全体では引き続き前年度を下回った（4.5%）。これらにより保有契約高は全体で1,278兆円となり、6年連続の減少（3.5%）となっている。

##### 2. 損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、全社計で2.1兆円となり、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が計上されている状況となっている。

なお、株価の低迷に伴い、多額の減損処理を行ったことなどから、当期利益は2,273億円となり、大幅な減益（35.9%）となった。

また、有価証券の含み益は、株価の低迷に伴い減少（13.8%）し、全体で4.3兆円となっている。

##### 3. ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率は、有価証券含み益の減少などにより、多くの会社で低下しているが、いずれの会社においても健全性の基準である200%を上回っている。

#### 損害保険会社（資料11-1-2参照）

##### 1. 元受契約の状況

元受正味保険料について見ると、前年度に比し、積み立て保険を含んだベースで2.4%の増加となっており、積み立て保険を除いたベースでも1.5%の増加と、前年度に引き続き増加となっている。

##### 2. 損益の状況

正味収入保険料は7.5兆円（対前年度比7.1%増）と前年度に引き続き増加となっている。これは、自賠償の政府再保険制度が廃止されたこと等によるものであり、自賠償の効果を除くと1.8%の増加となっている。

一方、株式相場下落の影響を受け、減損処理による有価証券評価損が大幅に増加したが、大規模な災害がなかったことを主因として支

払保険金が減少したため、経常利益は 1,957 億円の黒字となった。

### 3. ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株式相場下落の影響を受けた会社等において低下したものの、健全性の基準である 200%を上回っている。

## 第2節 保険会社の再編

概要（資料11-2-1～5参照）

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、平成15年6月末現在における会社数は、生命保険会社38社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社30社、外国損害保険会社等24社、保険持株会社3社である。

主要会社の合併等

1. 平成14年7月以降、以下の合併等が行われた。

ア 生命保険会社

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>ジー・イー・エジソン生命保険(株)</u> セゾン生命保険(株)	ジー・イー・エジソン生命保険(株)	平成14年10月1日

（注）下線のある会社が存続会社

イ 損害保険会社

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>安田火災海上保険(株)</u> 日産火災海上保険(株)	(株)損害保険ジャパン	平成14年7月1日
(株)損害保険ジャパン <u>大成火災海上保険(株)</u>	(株)損害保険ジャパン	平成14年12月1日

（注）下線のある会社が存続会社。

2. 上記のほか、以下のような合併等が発表されている。

ア 大同生命保険(株)、太陽生命保険(株)

～ 太陽生命保険(相)は平成15年4月1日に株式会社化。平成14年4月1日に株式会社化した大同生命保険(株)と、平成16年4月を目処に共同持株会社を設立し、経営統合する予定。

イ 明治生命保険(相)、安田生命保険(相)

～ 平成14年1月24日、合併することを発表。平成15年5月29日に合併契約を締結。（新会社名：明治安田生命保険(相)、合併期日は平成16年1月1日を予定）。

ウ 東京海上あんしん生命保険(株)、日動生命保険(株)

～ 平成 15 年 10 月 1 日を期日として合併することを発表。(新会社名:東京海上  
日動あんしん生命保険(株))

エ 東京海上火災保険(株)、日動火災海上保険(株)

～ 平成 16 年 10 月 1 日を期日として合併することを発表。(新会社名:東京海上  
日動火災保険(株))

新規参入について

平成 14 年 7 月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

免許保険会社名	免許日	免許の種類
三井住友海上シティインシュアランス 生命保険(株)	平成 14 年 9 月 19 日	生命保険業免許
大成再保険(株)	平成 14 年 10 月 1 日	損害保険業免許

保険会社の撤退について

平成 14 年 7 月以降、以下の保険会社が撤退している。

免許保険会社名	廃止日	免許の種類
ガン・アンサンディ・アクシダン (仏)	平成 14 年 7 月 9 日	外国損害保険業免許
リバティ・ミューチュアル・インシュア ランス・カンパニー (米)	平成 15 年 3 月 1 日	外国損害保険業免許

### 第3節 法令遵守の徹底

#### 保険会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後的監視行政への基本的転換の中で、法令違反行為が保険会社に認められた場合には、保険契約者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成14年7月以降の行政処分の状況については、国内の保険会社7社に対し7回の行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行った。

行政処分に至った違法行為の内容は、取締役会や監査役会の運営についての商法等違反、業務停止命令に違反した保険契約等、多数の不適正保険契約の放置等不適切な行為、保険料の割引、特別な利益の提供、保険契約者に対し誤解を与える表示による保険募集、等となっている。

#### 基準の明確化

##### 1. 行政処分事案の公表

保険会社のコンプライアンス面にかかる行政処分については、保険会社に対するルールの浸透及び規範の確立を図る目的から、すべての事案について処分内容を公表することとした。

##### 2. 業務停止期間を定める基準

保険会社に対して業務停止を命ずる場合の停止期間については、違反金額の程度、法令違反の程度、違反行為の計画性・悪質性、保険契約者が受けた被害の程度、違反行為の反復性、保険会社における事後の対応や当局による調査等への協力の状況、など6つの要素を勘案し、最終的には、個々の事案の内容等に則して判断している。この基準について公開を行い、周知を図ったところである。

##### 3. 禁止行為の明確化

保険業法第300条第1項第5号に規定する特別利益の提供については、平成14年3月29日に公表された規制改革推進3カ年計画を受け、基準の明確化を図り、ガイドラインの改正を行った。

##### 4. 広告等表示の適正化

公正取引委員会による、がん保険等の第三分野商品の広告表示に関する調査結果の公表を受け、全保険会社に対して、広告表示等の適正化を図るよう周知を行ったところである。また、広告表示等については、各保険会社において、内部規定の策定とリーガルチェックを含めた適切な審査管理が行われていくことが必要であることから、表示の適正化にかかる事務ガイドラインの改正を行った。

#### 第4節 個別会社への対応（資料11 - 4 - 1 ~ 3参照）

平成13年11月22日大成火災海上保険株式会社は、同9月11日に発生した米国における同時多発テロに関する再保険金の支払見込みが多額にのぼること等から、債務超過の状態が見込まれ事業の継続が困難だとして、当庁に対して申し立てを行うとともに、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申し立てを行った。東京地方裁判所は、同11月30日、大成火災のスポンサーに安田火災及び日産火災(合併後の名称：損保ジャパン)を選任するとともに、更生手続の開始を決定し、管財人を選任、以後管財人の下で、更生計画案の策定作業が進められ、平成14年8月31日に更生計画案が裁判所の認可を受けた。

更に、大成火災は、同計画に基づき、同10月1日に再保険部門を大成再保険として分割、同12月1日に損保ジャパンと合併し、更生手続を終結した。